

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成31年2月28日

八尾市監査委員	田 中 清
同	八 百 康 子
同	小 湊 雅 子
同	越 智 妙 子
同	重 松 恵美子

記

1 措置の通知

平成25年度定期監査（健康福祉部）の結果に対する措置

平成31年2月15日付け 八健推第1214号

平成26年度定期監査（水道局）の結果に対する措置

平成31年2月14日付け 八水経第685号

平成28年度定期監査（学校教育部）の結果に対する措置

平成31年2月12日付け 八教学学第277号

平成28年度定期監査（教育総務部）の結果に対する措置

平成31年2月22日付け 八教総人第1195号

平成28年度定期監査（人権文化ふれあい部）の結果に対する措置

平成31年2月15日付け 八人人第85号

平成29年度定期監査（危機管理課）の結果に対する措置

平成31年2月19日付け 八危第248号

平成29年度定期監査（選挙管理委員会事務局）の結果に対する措置

平成31年2月18日付け 八選管第563号

平成30年度定期監査（学校園）の結果に対する措置

平成31年2月25日付け 八教総人第1202号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

平成30年度学校園定期監査の結果に対する措置の内容

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 学校給食費関係事務について 小学校において随時徴収した過年度分の学校給食費については、当年度分と合わせて学校給食会に納入することとされているが、学校給食会への納入が遅れているものが見受けられたので適正な事務処理に改めること。</p>	措置状況	1. 措置済(平成30年12月18日)
<p>2 学校徴収金等関係事務について 学校徴収金等の取扱いについて、次のような事例が見受けられたので、八尾市学校徴収金等取扱要綱等に基づき適正な事務処理を行うこと。 (1) 学年費等の支出において、会計責任者の決裁や支払後の確認が漏れているもの等</p>	措置状況	1. 措置済(平成30年12月18日)
<p>(2) 修学旅行、林間学舎及びアルバム制作に係る契約において、仕様書を作成せずに見積書を徴しているものや業者選定理由が不十分なもの等</p>	措置状況	1. 措置済(平成30年12月18日)
		<p>業者選定時には、条件を明記した仕様書を作成した上で見積書を徴するよう、また、業者選定理由を明確にするよう改めました。</p>